

介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算に関する情報公開

1 制度の概要

介護職員の処遇改善については、これまで数次にわたる取組が行われてきましたが、「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）において、「介護人材、障害福祉人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員、福祉・介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年 10 月の消費税引上げに伴う介護報酬改定において対応することになり、介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算が創設されました。

2 特定処遇改善加算の取得要件

①（現行加算要件）

現行の介護職員処遇改善加算又は福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを算定していること。

②（職場環境等要件）

職場環境等要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分ごとに 1 以上の取組を行うこと。

③（見える化要件）

特定加算に基づく取組について、賃金以外の処遇改善に関する内容をホームページ等に掲載し公表していること。

3 加算の取得状況

事業所	サービス区分	加算区分	特定加算率
訪問介護事業所スマイル 173	訪問介護	加算Ⅰ	6.3%
〃	障害（居宅介護）	加算Ⅰ	7.4%
〃	障害（同行援護）	加算Ⅰ	14.8%
療養通所介護事業所ひだまり畑	療養通所介護	加算Ⅱ	1.0%
ひなたんぼ小規模多機能ホーム	小規模多機能型居宅介護	加算Ⅱ	1.2%

4 職場環境等要件について

職場環境等要件は、複数の取組を行い、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」及び「その他」について、それぞれ1つ以上の取組を行うこと

	職場環境等要件	当法人の取組
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援	<ul style="list-style-type: none"> ・実務者研修受講者に対して、勤務シフトの調整を行い、研修を受けやすい環境を整えている。 ・介護福祉士の資格取得を目指す者に対して、勤務シフトの調整を行うと共に、受験料の助成を行っている。 ・喀痰吸引に係る研修は出張とし、受講料の助成を行っている。
労働環境・処遇の改善	介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入	・小規模多機能居宅介護事業所において、介護職員の腰痛対策のため床走行式電動介護リフトを導入した。
	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護事業所では毎週1回定例会を開催して、利用者の状況を職員に周知し、ケア内容の改善に努めている。 ・療養通所介護事業所では毎朝ミーティングを行い、ケア内容の周知、改善に努めている。 ・小規模多機能居宅介護事業所では、毎月1回定例会とケア会議を開催し、ケア内容の周知、改善に努めている。
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化	・事故・トラブルの対応マニュアルを作成し、事故・トラブルの発生防止に努めている。
	健康診断・心の健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	・健康診断を実施し、インフルエンザ予防接種は2,500円を限度に助成している。
その他	非正規職員から正規職員への転換	・非常勤職員から嘱託職員への転換、嘱託職員から正規職員への転換を実施した。
	職員の増員による業務負担の軽減	・小規模多機能型居宅介護事業所において、介護職員の増員を実施し、業務負担の軽減に努めている。
	その他	・嘱託職員の夏期休暇日数の増及び年休繰越制度の新設を行った。